



第3章 計画の内容

I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン1

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革



現状と課題

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人一人の存在をかけがえのないものとして認め合い、多様性を理解し合い、人格が尊重されることは、個性と能力を発揮して心豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、現実の社会では、同和問題を始め、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、LGBTなど性的少数者等に対する様々な差別や偏見が生じています。

こうした差別や偏見をなくし、全ての人々が、その個性と能力を発揮できる社会を構築していくためには、あらゆる場や機会を通じて互いの人権や価値観を尊重する人権尊重の意識づくりを進めることが重要です。

また、男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。

本市の市民生活意識調査（令和元年度）では、「男は仕事、女は家庭」といった考えに「賛成」とする人の割合は、29.9%となり、前回調査（平成26年度）より5.2ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消に向かっているとと言えます。

しかし、一方では、家庭生活、職場、社会通念・慣習、社会全体など、実際の様々な場面において、男女の地位について平等と感じる人の割合は、前回調査とほとんど変化がなく、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

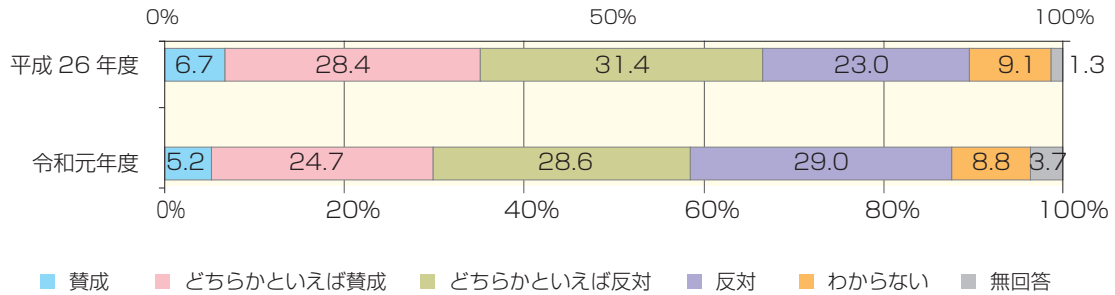
このように、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもあります。これらは、幼少の頃から長年にわたり形成されると考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

このため、男女共同参画社会形成の前提として、子どもを始め様々な世代における人権尊重を基盤とした男女共同参画への理解を深めていくとともに、それを行動に結び付けていくような啓発活動が必要です。



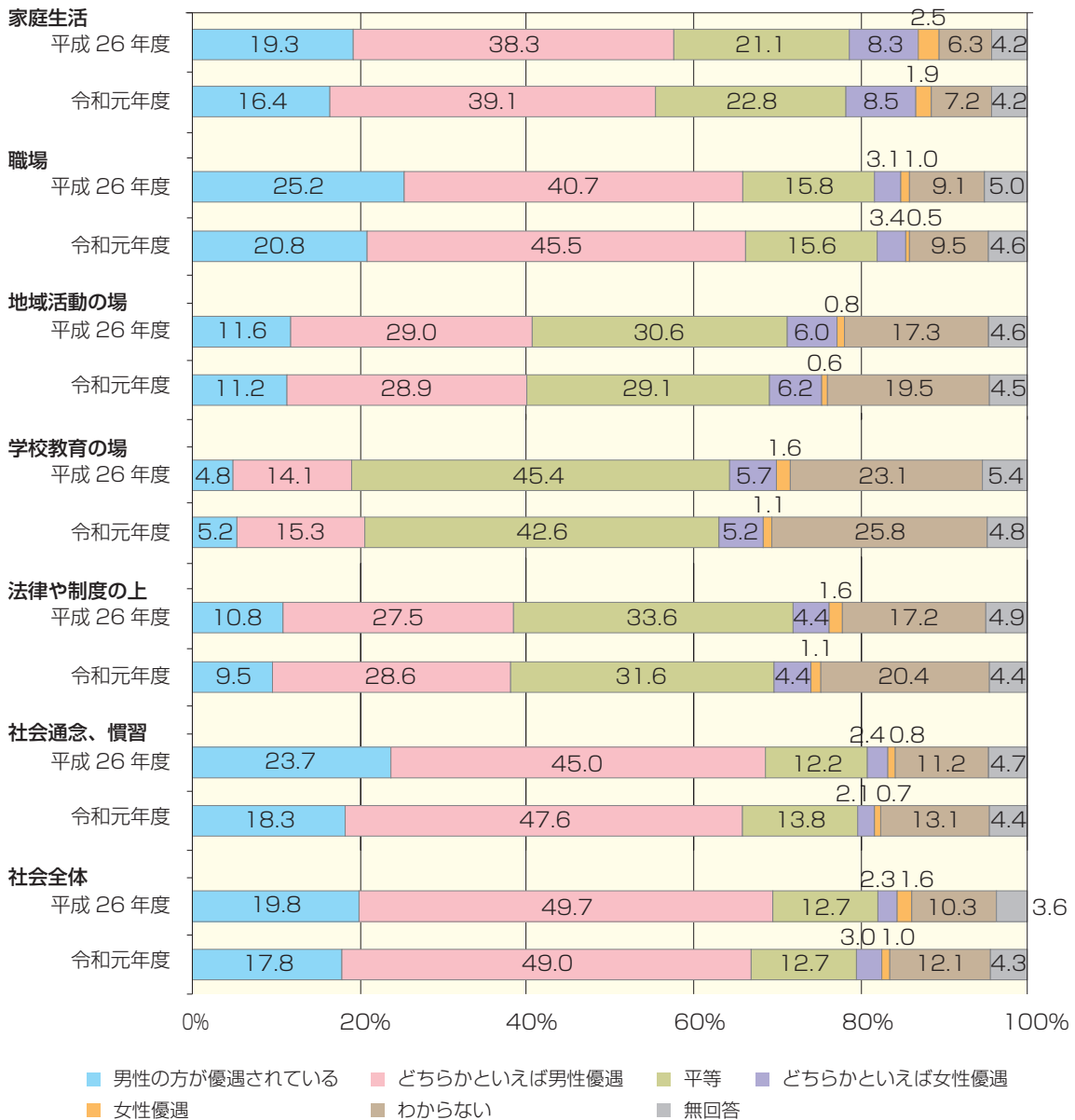


◆ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 男女の地位の平等感について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査





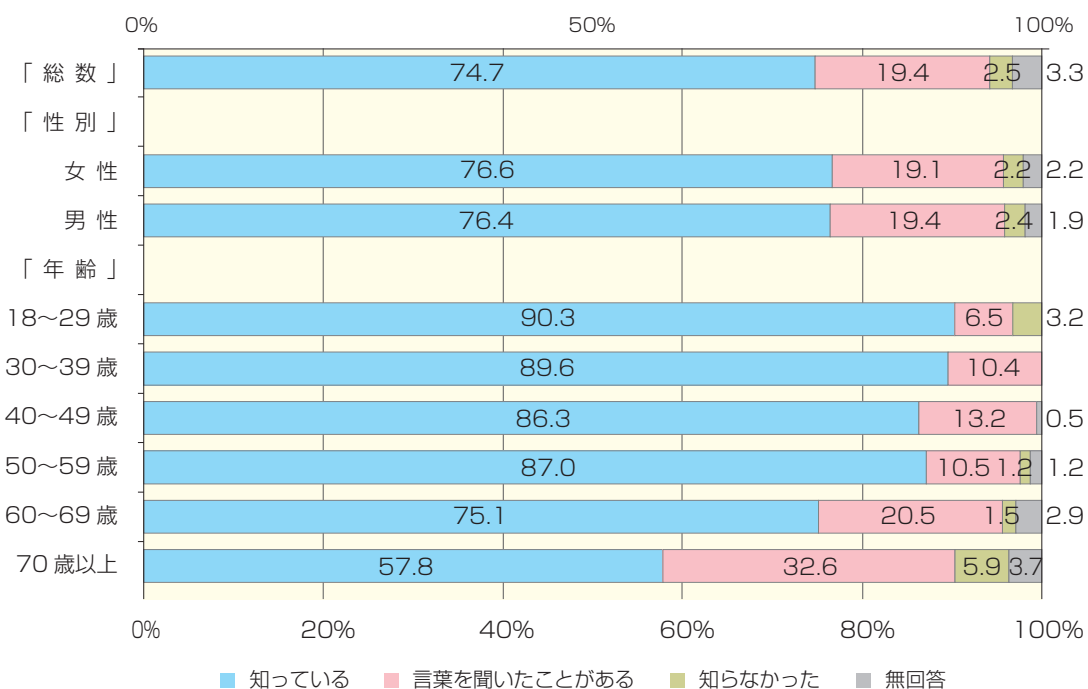
施策の方向性

1 人権尊重の意識づくり

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会である、「男女共同参画社会の実現」を目指して、人権尊重の意識づくりを推進します。

施策	主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進	人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動	男女共同参画・協働推進課 人権啓発課 人権教育課
	パートナーシップ宣誓制度・LGBT 啓発に関する講演会等の実施	男女共同参画・協働推進課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供	企業等の人事・研修担当者を対象とした人権・同和問題指導者研修講座の開催	人権啓発課
	人権教育市民講座、PTA 会員を対象とした人権教育の研修会の開催	人権教育課
	セミナー等による啓発事業の実施	男女共同参画・協働推進課
	相談事業の実施	

◆ 性的少数者（LGBT）についての認知度



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査



施策の方向性

2 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できるような社会を目指して、様々な機会を捉え、広報・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、子どもを始め様々な世代に向けた学習機会や活動の場の提供に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 広聴広報課
男女共同参画に関する学習機会の提供	子どもの頃からの男女共同参画の学習機会の充実	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画週間事業の開催	
	男女共同参画センターにおける学習研修事業（まちづくりセミナー等）の実施	
	男女共同参画市民フェスティバルの開催	
市職員への男女共同参画意識の浸透	男女共同参画研修の実施	男女共同参画・協働推進課 人事課

施策の方向性

3 メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

メディアは、人々の意識形成に大きな影響を与えるため、市の広報・出版物等において、人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

また、メディアと適切に向き合うことができるよう、メディアからの提供される情報を主体的に読み解いて自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための啓発活動に努めます。

施策		
男女共同参画の視点に立った表現の促進	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 広聴広報課 など
	市の広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	
メディア・リテラシーの向上	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課



第3章 計画の内容

I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン1

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革



現状と課題

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人一人の存在をかけがえのないものとして認め合い、多様性を理解し合い、人格が尊重されることは、個性と能力を発揮して心豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、現実の社会では、同和問題を始め、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、LGBTなど性的少数者等に対する様々な差別や偏見が生じています。

こうした差別や偏見をなくし、全ての人々が、その個性と能力を発揮できる社会を構築していくためには、あらゆる場や機会を通じて互いの人権や価値観を尊重する人権尊重の意識づくりを進めることが重要です。

また、男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識があります。

本市の市民生活意識調査（令和元年度）では、「男は仕事、女は家庭」といった考えに「賛成」とする人の割合は、29.9%となり、前回調査（平成26年度）より5.2ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消に向かっているとと言えます。

しかし、一方では、家庭生活、職場、社会通念・慣習、社会全体など、実際の様々な場面において、男女の地位について平等と感じる人の割合は、前回調査とほとんど変化がなく、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

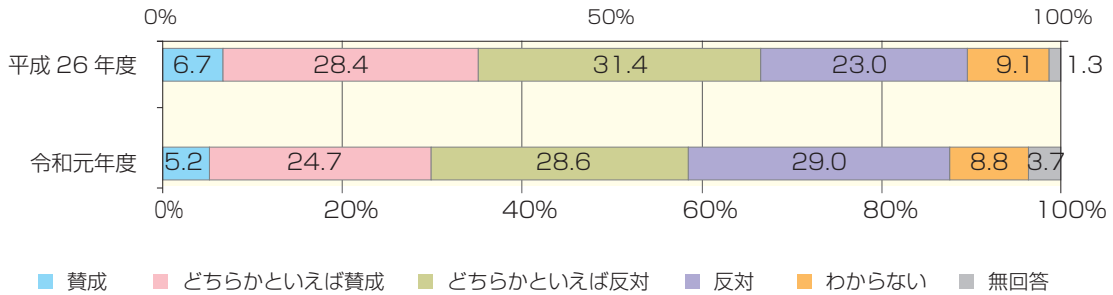
このように、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもあります。これらは、幼少の頃から長年にわたり形成されると考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

このため、男女共同参画社会形成の前提として、子どもを始め様々な世代における人権尊重を基盤とした男女共同参画への理解を深めていくとともに、それを行動に結び付けていくような啓発活動が必要です。



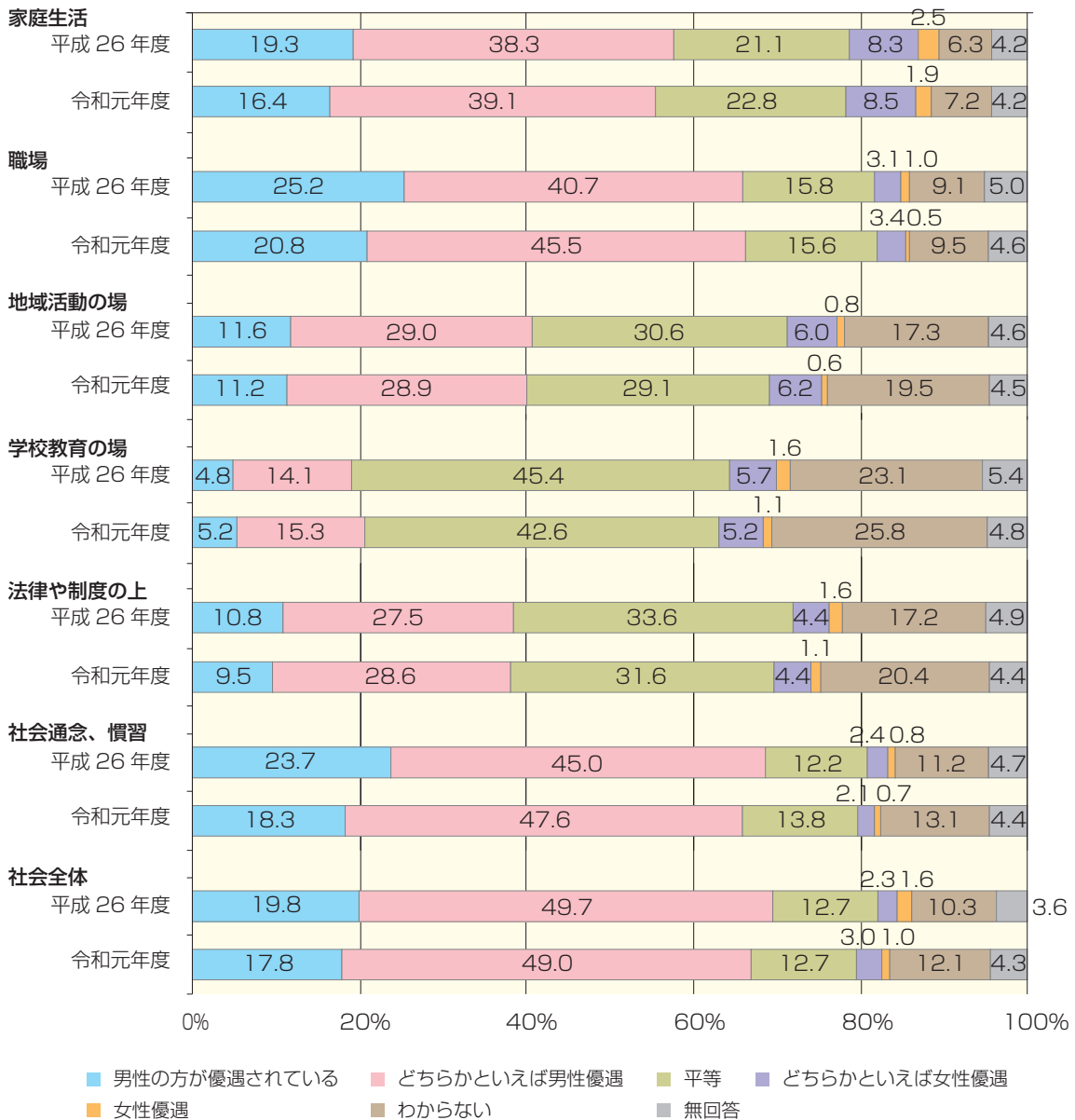


◆ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 男女の地位の平等感について



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査





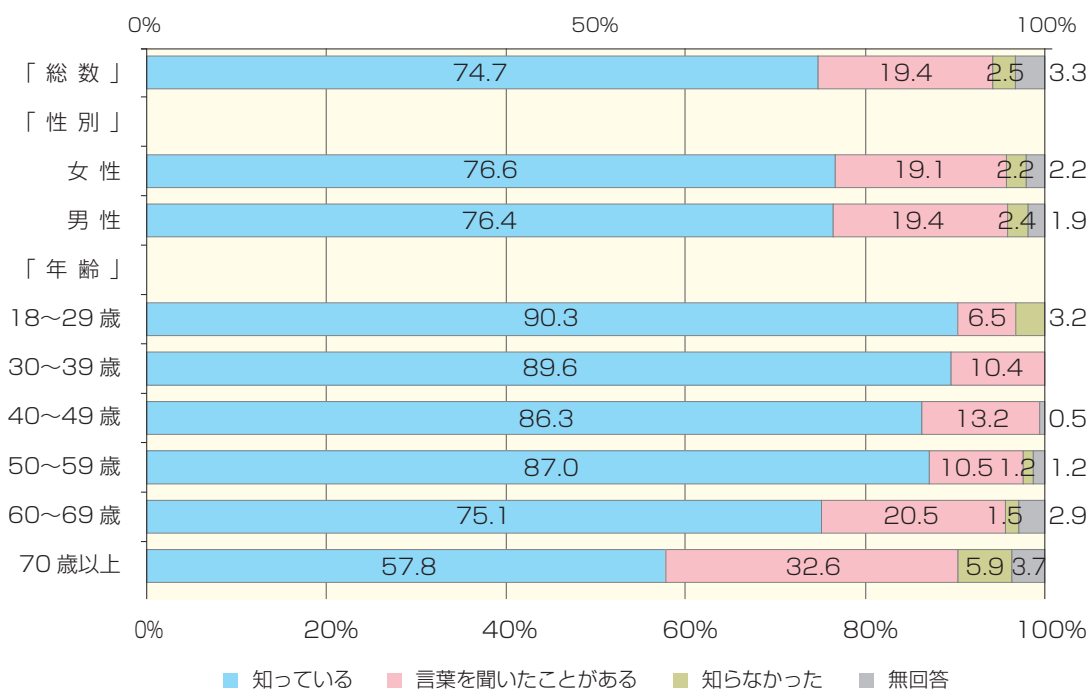
施策の方向性

1 人権尊重の意識づくり

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会である、「男女共同参画社会の実現」を目指して、人権尊重の意識づくりを推進します。

施策	主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進	人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動	男女共同参画・協働推進課 人権啓発課 人権教育課
	パートナーシップ宣誓制度・LGBT 啓発に関する講演会等の実施	男女共同参画・協働推進課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供	企業等の人事・研修担当者を対象とした人権・同和問題指導者研修講座の開催	人権啓発課
	人権教育市民講座、PTA 会員を対象とした人権教育の研修会の開催	人権教育課
	セミナー等による啓発事業の実施	男女共同参画・協働推進課
	相談事業の実施	

◆ 性的少数者（LGBT）についての認知度



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査



施策の方向性

2 男女共同参画の意識づくり

家庭や地域、職場などあらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できるような社会を目指して、様々な機会を捉え、広報・啓発活動を推進します。

また、男女共同参画について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、子どもを始め様々な世代に向けた学習機会や活動の場の提供に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 広聴広報課
男女共同参画に関する学習機会の提供	子どもの頃からの男女共同参画の学習機会の充実	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画週間事業の開催	
	男女共同参画センターにおける学習研修事業（まちづくりセミナー等）の実施	
	男女共同参画市民フェスティバルの開催	
市職員への男女共同参画意識の浸透	男女共同参画研修の実施	男女共同参画・協働推進課 人事課

施策の方向性

3 メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

メディアは、人々の意識形成に大きな影響を与えるため、市の広報・出版物等において、人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

また、メディアと適切に向き合うことができるよう、メディアからの提供される情報を主体的に読み解いて自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための啓発活動に努めます。

施策		
男女共同参画の視点に立った表現の促進	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 広聴広報課 など
	市の広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	
メディア・リテラシーの向上	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課



I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン2

多様な選択を可能にする教育・学習の充実



現状と課題

男女共同参画の推進において、教育及び学習の果たす役割は非常に重要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画についての理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

本市の市民生活意識調査（令和元年度）では、学校での教育について、多くの人が「男女がお互いの人権を尊重する適切な教育が行われる方がよい（91.3%）」「進路指導は性別にかかわらず同じように行われる方がよい（84.2%）」と回答しており、教育に対する高い期待があることがうかがえます。その一方で、「学校教育の場での男女の地位は平等になっていると思うか」の問いに対して、「平等」と答えた人は42.6%となっており、全国調査（61.2%）と比較して大きく下回っていることから、学校教育における男女共同参画の一層の推進が求められています。

このため、教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修等の取組や男女平等に関わる教育の充実に向けた支援、さらに、子どもの発達段階に応じた教育の充実を図ることが必要です。

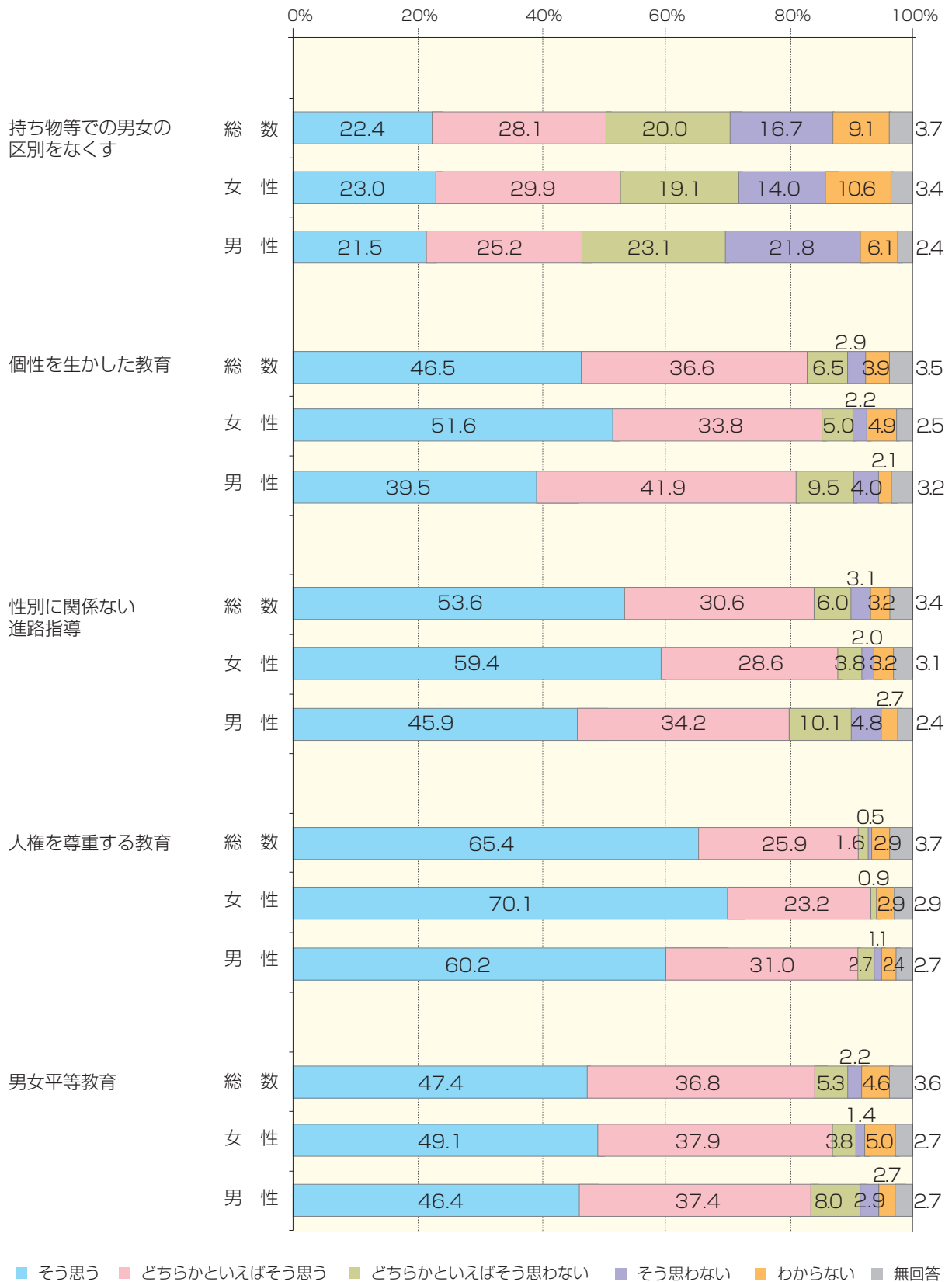
また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の推進や進路指導の充実が必要です。

このほか、女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野の人材育成の観点から、女子児童生徒の理工系分野への興味・関心を高めることも求められています。

さらに、社会教育においては、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域等における学習機会の提供に努めるとともに、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に行動できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進する必要があります。



◆ 学校での教育について





施策の方向性

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもを始め教育を受ける者の意識に大きな影響を及ぼすことから、男女共同参画に関する理解を深めるための研修等の取組を推進し、教育・学習の一層の充実を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、男女共同参画の意識を高めていけるよう、地域等における学習機会の提供に努めます。

施策	主な取組	担当課
教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	教職員・保育関係者等に対する研修の実施	こども保育教育課 学校教育課
	人権教育教員研修会の実施	人権教育課
学校教育等の充実	人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進	こども保育教育課 学校教育課 人権教育課
社会教育の推進	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画・協働推進課 生涯学習課生涯学習センター
	生涯学習推進員を対象とした研修の実施	生涯学習課生涯学習センター

施策の方向性

2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進

児童生徒が自己の適性や希望に合った進路が選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育・進路指導の充実を図ります。

また、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を発揮し、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に行動できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習・能力開発を推進します。

施策	主な取組	担当課
キャリア教育・進路指導の充実	キャリア教育・進路指導の実施 職業意識の形成	学校教育課
生涯学習・能力開発の推進	生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催	生涯学習課生涯学習センター





施策の方向性

3 次代を担う理工系女性人材の育成

女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野の人材育成の観点から、女子児童生徒、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味・関心や理解を向上させるための取組により、女性の理工系進路選択を促進し、次代を担う理工系女性人材を育成します。

施策	主な取組	担当課
理工系教育の充実	スーパー・サイエンス・ハイスクール事業の実施	高松第一高等学校
	学習体験事業の実施	こども未来館





I 男女が互いに理解し合う社会づくり

主要プラン3

国際的視点に立った男女共同参画の推進



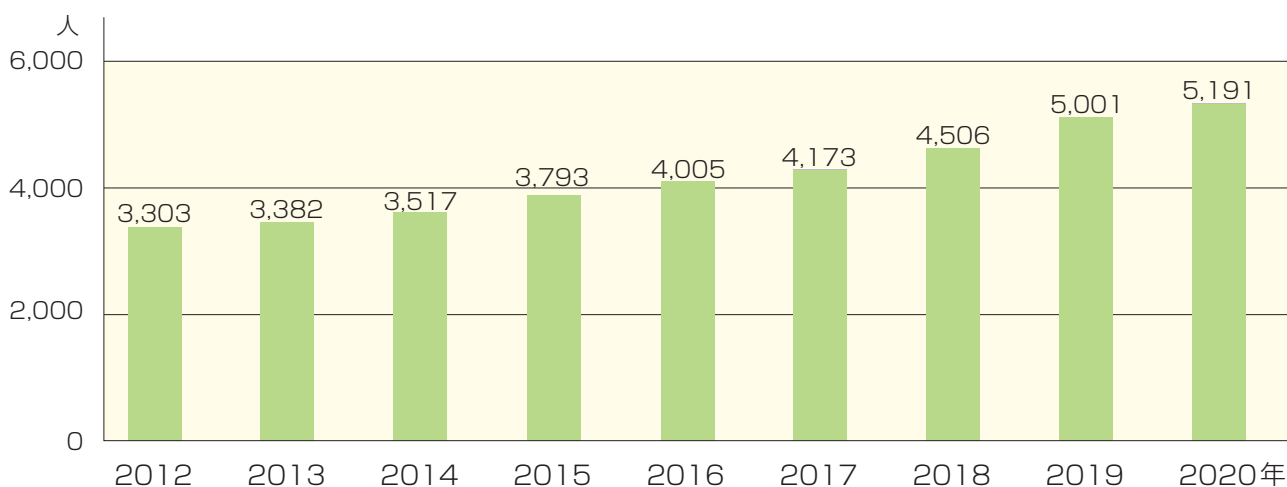
現状と課題

男女平等・人権尊重は、世界共通の課題であり、社会のあらゆる分野において、だれもが人権を尊重され、平和な社会となるためには、一人一人が国際社会の一員として、国際理解を深める中で、言葉や文化、習慣などの違いを認め合う、国際的な人権意識の向上を図ることが必要です。男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

また、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる2030年を達成期限とする持続可能な開発目標（SDGs）に関しても、国際社会における人権の尊重と男女共同参画の視点は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要とされています。

本市においても、年々、在留外国人は増加傾向にあることから、様々な機会を通じて、男女共同参画の視点に立った国際交流・国際理解を深めるとともに、広い視野を持って異文化を理解し、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりを進めていくことが求められています。

◆ 在留外国人数（高松市）



法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表





施策の方向性

1 国際交流・協力における男女共同参画の推進

グローバル化が一層進展する中、性別、国籍、民族などを問わず、多様な文化を認め合い、互いに理解し合うことができるよう、男女共同参画の視点に立った国際交流や平和活動の推進に努めます。

施策	主な取組	担当課
男女共同参画の視点に立った国際交流、平和活動の推進	姉妹・友好都市交流の実施	観光交流課都市交流室
	民間国際交流活動への支援	
	平和啓発の推進	人権啓発課
多文化共生社会の実現	多言語による生活情報等の提供	観光交流課都市交流室





Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン 4

政策・方針決定過程への女性の参画拡大



現状と課題

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などあらゆる分野の活動を担っています。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、男性に比べて少ないのが現状です。

これまで主に男性が担ってきた政策・方針決定過程に女性の参画を促進することは、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなすものと言えます。

また、急速な少子高齢化、人口減少の進展に伴い人口が減少していく中で、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の活用、多様な視点の確保が必要であり、あらゆる分野における女性の参画拡大は極めて重要です。

国際社会においては、平成27(2015)年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。これを受け、国の第5次男女共同参画基本計画においても、女性の政策・方針決定過程への参画拡大をより一層進めていくこととしています。

本市では、審議会等委員への女性の登用推進要綱に基づき、審議会等の委員への女性の登用拡大に取り組み、令和2年度の女性登用率は、37.6%、女性委員のいない審議会等の割合は2.0%となっています。全国的にも高い水準となっているものの、第4次プランにおける目標値には達しておらず、より一層の登用拡大を図る必要があります。

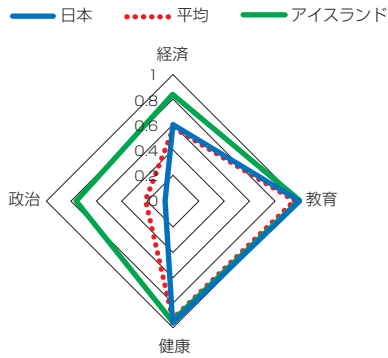
また、本市の事業所実態調査(令和元年度)によれば、市内事業所のうち、管理職に占める女性の割合が10%未満である事業所は、61.6%となり、前回調査(平成26年度)と比較してあまり変化がなく、まだ、女性の参画が十分でない状況がうかがえます。

このため、企業等における女性の方針決定過程への参画拡大について事業者等に働きかけていくとともに、女性自身の意識改革も必要であることから、女性みずからが意欲的に参画し、能力が発揮できるよう、人材育成のための学習機会の提供にも努める必要があります。



◆ 「世界経済フォーラム」ジェンダー・ギャップ指数 2021

日本は、156か国中120位



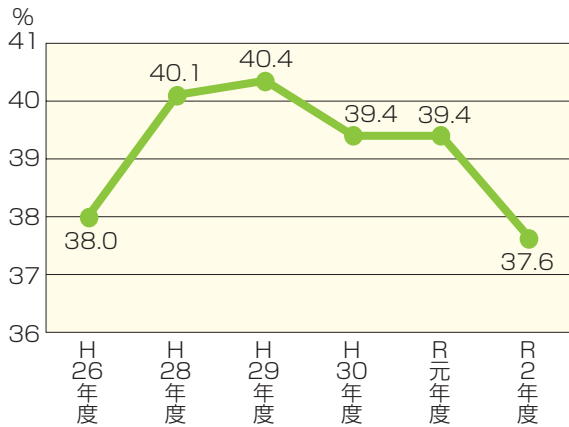
順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	米国	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

世界経済フォーラム（WEF）が2021年3月、「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GII）を発表しました。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位（前は153か国中121位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

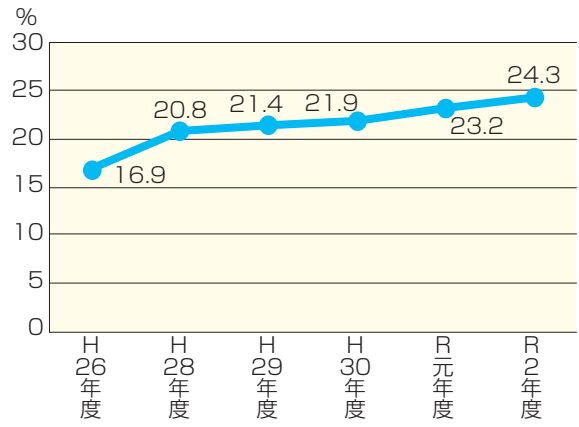
日本は、特に、「経済」及び「政治」における順位が低くなっており、「経済」の順位は156か国中117位、「政治」の順位は156か国中147位となっています。政治分野では、スコアは上がっているものの、順位は下がっています。これは、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

世界経済フォーラム（World Economic Forum : WEF）「The Global Gender Gap Report 2021」

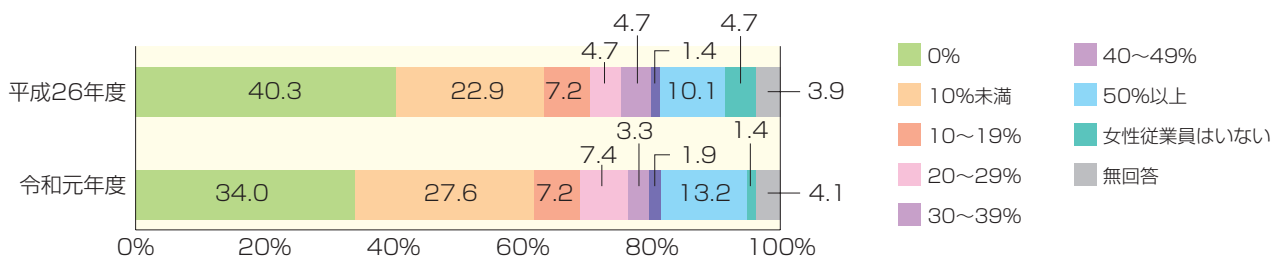
◆ 市の審議会等での女性委員の登用率の推移



◆ 市職員の女性管理職の割合



◆ 事業所における女性管理職の状況（前回調査との比較）



令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査



施策の方向性

1 あらゆる分野への女性の参画の推進

社会の多様性と活力を高め経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、行政や企業等において政策・方針決定過程への女性の参画を進めていきます。

施策	主な取組	担当課
市の審議会等への女性の登用推進	市の審議会等における女性委員の登用推進	男女共同参画・協働推進課
市女性職員の職域拡大と登用拡大	市女性職員の管理職への登用推進	人事課
企業等における女性の方針決定過程への参画拡大の働きかけ	企業に対する広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 産業振興課
農業・水産業等における女性の参画拡大	農業委員会における女性の登用推進	農林水産課 農業委員会事務局
	家族経営協定の締結促進	

施策の方向性

2 人材の育成

あらゆる分野で活躍する女性の人材を育成するための学習機会の提供や、市女性職員の登用拡大に向けての研修等による積極的・計画的な育成を推進していきます。

施策	主な取組	担当課
女性の人材育成のための学習機会の充実	市女性職員に対するエンパワー研修の実施	人事課
	キャリア形成に向けたセミナー等の開催	男女共同参画・協働推進課





Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン5 働く場における女性の活躍推進



現状と課題

近年、女性の活躍推進に向けた社会の気運は大きく高まっており、年々、女性の就業率も増加傾向にあります。

しかし、総務省「労働力調査（詳細集計）（令和元年）」によると、女性の就業希望者は231万人で、求職していない理由で最も多いのは「出産・育児のため」となっており、約3割を占めています。

今後、本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、労働力の減少などが経済成長の大きな抑制要因となることが懸念されており、柔軟で持続可能な社会を築くためには、企業等の人材の多様性を確保すること、また、新型コロナウイルスの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据えた人材育成などが重要となります。

令和2年6月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法が改正され、令和4年度から一般事業主行動計画の策定義務対象が拡大されるなど、働く場における女性の活躍推進が一層進むよう、関係機関や団体、企業等が連携した取組を推進していくことが、今後ますます、求められています。

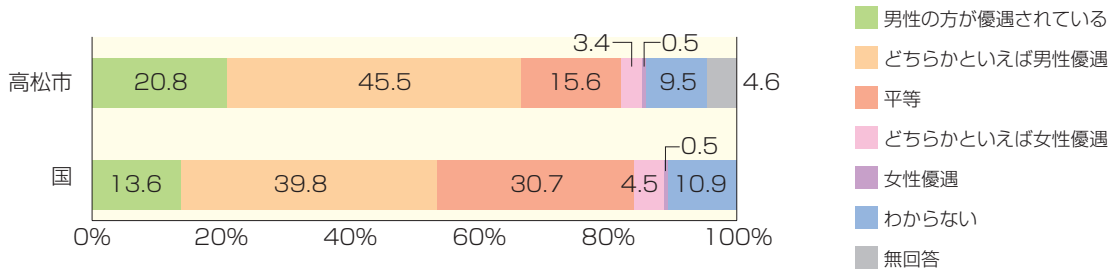
また、本市の市民生活意識調査（令和元年度）によると、職場の女性に関する状況としては、「男性に比べて昇進・昇格が遅い」44.9%、「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」35.9%、「教育訓練の機会が少ない、その内容が異なる」26.9%となるなど、前回調査（平成26年度）と比べて改善しているものの、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行等が根強く残っていることがうかがえます。さらに、職場における男女の平等感については、「男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇を含む）」と回答した人が66.3%となっており、全国調査を大きく上回る結果となり、多くの人々が不公平感を抱いています。

このように、働く場において女性の能力が十分に発揮できているとは言えない状況を踏まえると、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう企業等の積極的な取組を促すとともに、働くことを希望する女性の継続就業や再就職に対しての支援等に取り組んでいく必要があります。



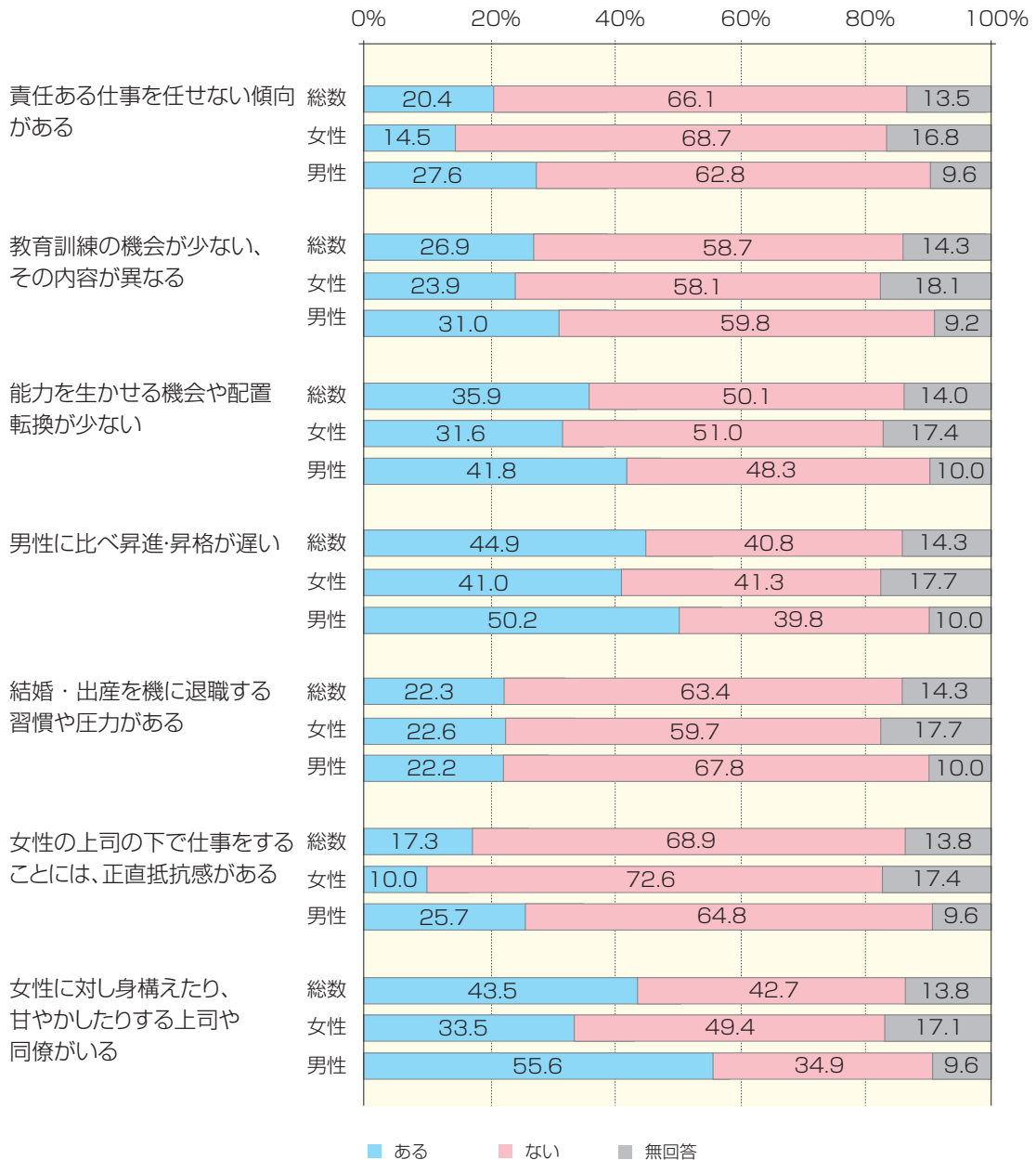


◆ 職場における男女の地位の平等感について（全国調査との比較）



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 職場の中で女性について、どのように感じるか



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査



施策の方向性

1 企業等における女性の活躍推進

企業等における女性の活躍推進を促進するため、優れた取組を行う事業主に対する認定・表彰や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）事例の情報発信を行うとともに、一般事業主行動計画の策定等について努力義務となっている企業等の取組を支援します。

施策	主な取組	担当課
労働関係法令の周知	「たかまつ労政だより」の発行等による 広報・啓発活動	産業振興課
職場における男女共同 参画の促進	女性の能力発揮のための積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) についての 情報提供	男女共同参画・協働推進課 産業振興課
企業における女性の 活躍状況等の 「見える化」の促進	女性の活躍推進等に向けて優れた取組を 行う企業の認定・表彰	男女共同参画・協働推進課 産業振興課
	優良企業に関する情報発信等	
中小企業等における 取組の促進	一般事業主行動計画の策定等を支援する アドバイザーの派遣	男女共同参画・協働推進課





施策の方向性

2 女性に対する就労支援の充実

女性の継続就業や再就職等に向けた相談に応じ、関係機関の紹介や情報提供、アドバイス等を行う相談窓口を設置することにより、女性の活躍を支援します。

また、出産・育児等を機に離職した女性の再就職等に向けたスキルアップを支援するための学習機会の提供に努めるとともに、多様で柔軟な働き方への情報提供を行います。

施策	主な取組	担当課
相談体制の充実	女性の就労をサポートする相談窓口の設置	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施	
再就職等に向けた学習機会の提供	男女共同参画センターにおける学習研修事業（就職支援パソコン講座等）の実施	男女共同参画・協働推進課
	キャリア形成に向けたセミナー等の開催（再掲）	
	生涯学習センター等におけるセカンドキャリア支援のための講座の開催	生涯学習課生涯学習センター
就労に関する情報提供の推進	市ホームページ「ワーキングたかまつ」による情報提供	産業振興課

施策の方向性

3 市役所における女性の活躍推進

高度化、多様化する市民ニーズや行政課題等において、多様な視点を取り入れ、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員の登用拡大を図ります。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の着実な推進を図り、職員がいそいそと活躍できる職場づくりに向けて、全庁横断的な推進体制を充実させます。

施策	主な取組	担当課
女性職員の登用拡大	市女性職員の管理職への登用推進（再掲）	人事課
行動計画の策定及び推進体制の充実	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び実施委員会による推進	





Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン6

ワーク・ライフ・バランスの推進



現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現は、働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することにつながります。また、人々の健康を維持し、学びや地域活動などを通じて自己実現にもつながるものです。

国においては、いわゆる「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行され、働く全ての人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための取組が進められているところです。このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、テレワークの導入など、多様で柔軟な働き方への取組が加速化しました。

本市の事業所実態調査（令和元年度）では、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを重要視する割合が前回調査と比較して大幅に増加していることから、企業側のワーク・ライフ・バランスの重要性についての認識は広まっていることがうかがえます。一方、個人の実態としては、女性は家庭を優先する割合が男性より高くなっています。この要因の一つとして、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然とする男性中心型労働慣行や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っているという実態があると考えられ、まだまだ、女性の家庭生活における負担は変わっていない現状がうかがえます。

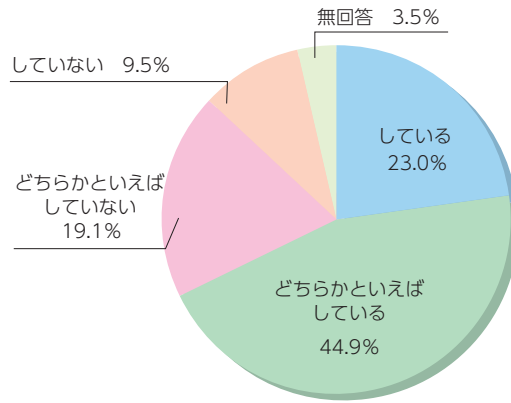
このため、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた多様で柔軟な働き方などを推進していくとともに、管理職を含めた企業トップの意識改革や両立支援制度が効果的に利用される職場づくりを促進し、働く人全てが安心して働くことができる雇用環境を整備することが重要です。また、男性の家事・育児等に参画することへの抵抗感をなくすなどの意識改革を図っていくことも必要です。

さらに、多様なライフスタイルに合わせて、多様なニーズに応じた保育サービスの充実や地域における子育て支援の充実とともに、介護保険サービスの充実などにより介護者の負担軽減を図ることも必要です。



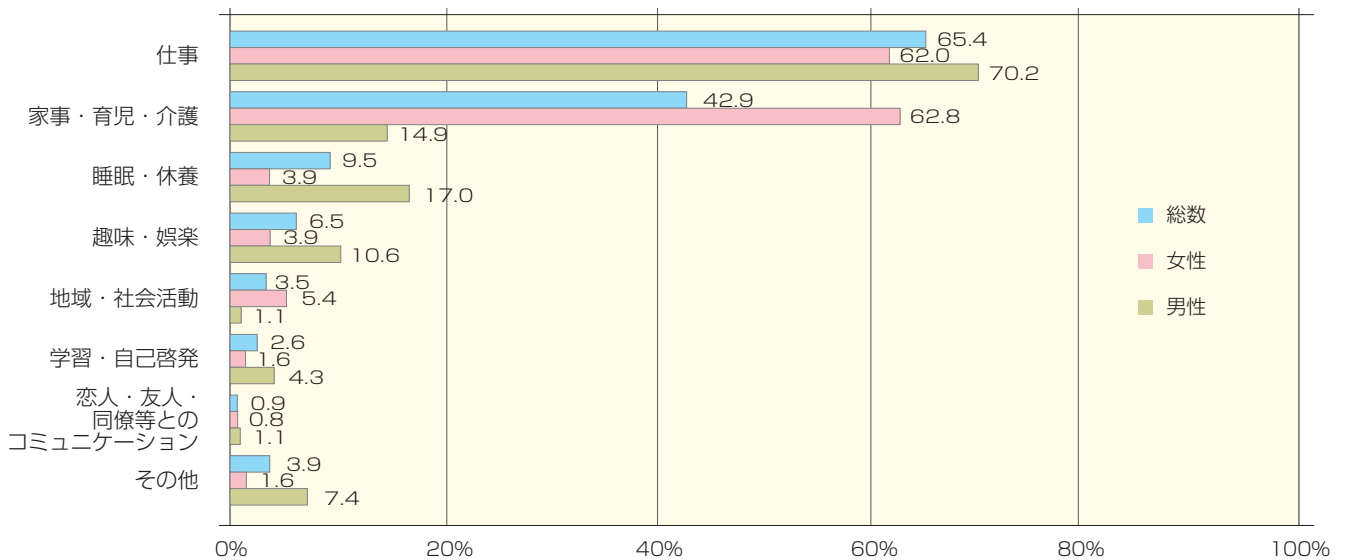


◆ ワーク・ライフ・バランスを重視している事業所の割合



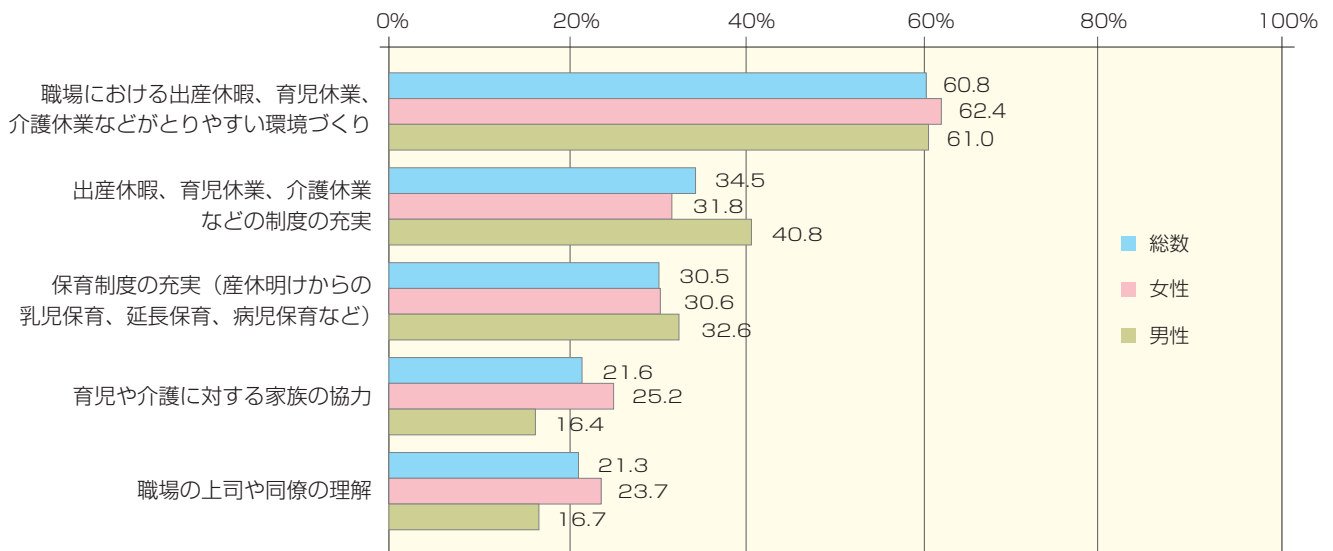
令和元年度高松市男女共同参画に関する事業所実態調査

◆ 時間をとりすぎていると思う活動



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

◆ 男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査



施策の方向性

1 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革を図るため、ワーク・ライフ・バランスの必要性や意義などについて、企業等への広報・周知に努めます。また、職員のワーク・ライフ・バランスを図るため、柔軟で多様な働き方を推進するとともに、男女共に育児・介護休業等の取得と円滑な職場復帰ができるよう、制度の周知と利用しやすい環境づくりに努めます。

施策	主な取組	担当課
企業等における取組の促進	「たかまつ労政だより」の発行等による広報・啓発活動（再掲）	産業振興課
	企業経営者や管理職を対象としたセミナー等の開催	男女共同参画・協働推進課 産業振興課
	両立支援制度の周知・啓発活動	
市役所における取組の推進	両立支援制度の周知と利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発	人事課
	柔軟で多様な働き方等を推進する取組の実施	
働く男女の健康管理	母性健康管理指導事項連絡カード等の制度の普及	健康づくり推進課
	市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業の実施	人事課

施策の方向性

2 多様な生き方、働き方の推進

働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。また、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、男性の家庭生活への参画を促進します。

施策	主な取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲）	男女共同参画・協働推進課
	男女共同参画市民フェスティバルの開催（再掲）	
男性の家庭生活への参画促進	広報・啓発活動	
	男性の家庭参画・育児休業の取得促進に向けた情報提供	



施策の方向性

3 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備

男女が共に仕事と家庭生活の両立が可能になるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、子育て支援の一層の充実を図ります。

また、地域包括ケアの実現に向けた取組を進め、家族等の介護負担の軽減等を図り、仕事と介護の両立を支援します。

施策	主な取組	担当課
保育サービスの充実	保育所等入所待機児童の解消	こども保育教育課
	特別保育（乳児保育、延長保育、病児保育事業等）の実施	子育て支援課 こども保育教育課
地域における子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課
	放課後児童クラブ等の実施	子育て支援課 障がい福祉課
	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施	子育て支援課 こども保育教育課
	児童館事業の実施	人権啓発課 子育て支援課
子育て支援に関する情報提供の推進	子育て支援総合情報の配信	子育て支援課
子育てに関する相談や学習機会の充実	児童生徒等を対象とした保育体験事業の実施	こども保育教育課
	保護者等を対象とした家庭教育推進事業の実施	生涯学習課
	乳幼児相談、育児支援事業の実施	健康づくり推進課
	はじめてのパパママ教室等の開催	
ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実	こども家庭課
	自立支援プログラムの策定による就労支援	
	資格取得等の促進	
介護支援事業の充実	地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施	地域包括支援センター
	在宅医療・介護連携事業の推進	長寿福祉課
	介護保険サービスの充実	介護保険課
	生活支援・介護予防サービス提供体制の構築	健康福祉総務課地域共生社会推進室 長寿福祉課



Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり

主要プラン7 地域における男女共同参画の推進



現状と課題

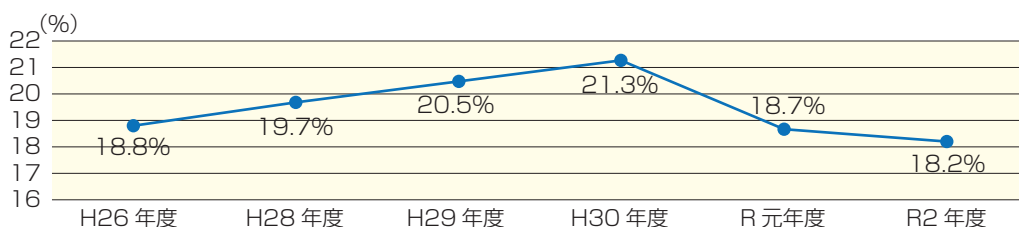
本市の人口は平成28年度以降減少傾向にあり、人口減少社会の本格化が現実のものとなっています。活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、性別にかかわらず地域活動に参画し、だれもが暮らしやすく、魅力的な地域づくりをしていくことが重要となります。

地域においては、これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動等、多様な地域活動は女性の力によって支えられてきましたが、一方で、自治会や地域コミュニティ協議会等の地域団体における会長等の役職については、男性がその多くを占めています。

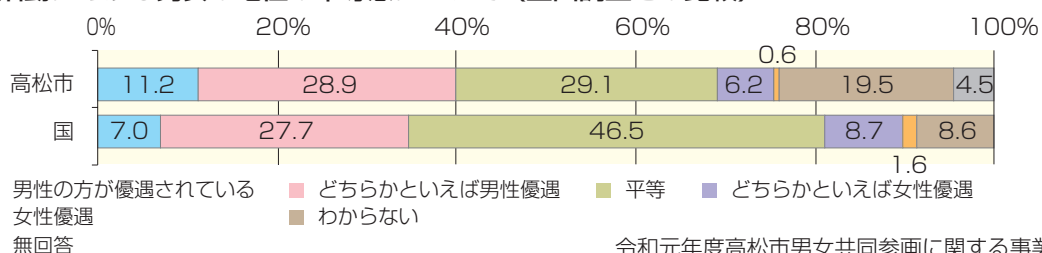
本市の地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合は、令和2年度の実績値は5年前とほとんど変化がなく、地域における男女共同参画が進んでいない現状です。

今後、地域において、多様化する課題に対応していくためには、様々な視点から問題解決ができる多様な人材の確保が必要です。自治会等を始めとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう取り組むことが重要です。このため、地域における男女共同参画意識の醸成や、自治会・地域コミュニティ協議会などの政策・方針決定過程への女性の参画拡大、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画など、地域活動における男女共同参画の推進が求められています。

◆ 地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合（4月1日現在）



◆ 地域活動における男女の地位の平等感について（全国調査との比較）





施策の方向性

1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における方針等の決定過程に男女が共に参画し、自治会や地域コミュニティ協議会等の役員についても、男女を問わず就任できるよう啓発活動を行います。

また、女性リーダーの育成や、性別や年齢を問わず多くの人の地域活動への参画を促進します。

施策	主な取組	担当課
地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課
地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催	男女共同参画・協働推進課
	地域コミュニティ活動における人材の育成	コミュニティ推進課
	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催（再掲）	生涯学習課生涯学習センター
	NPO等市民活動団体との協働・連携の推進	男女共同参画・協働推進課





Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶



現状と課題

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対するあらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

最近では、特に若い世代における性暴力の問題が顕在化するなど、インターネットの普及を始めとする新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活不安やストレスからのDVの増加、深刻化が懸念されています。

しかし、本市の市民生活意識調査（令和元年度）において、DV被害者のうち「だれにも相談しなかった」割合が、半数を超えており、相談しなかった理由として、相談するほどの事ではない、自分にも悪いところがあったなどとなっていることから、被害がまだまだ潜在化していることがうかがえます。

また、セクシュアル・ハラスメントが起きる原因として、人権意識などモラルの低い人がいると考える人の割合が63%と高くなっています。

こうした状況を踏まえ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を容認しない社会風土の醸成のための啓発、相談しやすい体制づくり、被害者等の保護及び自立支援の取組を一層強化する必要があります。

また、DVが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合があります。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止に向け、関係行政機関のみならず、その他の関係団体等も含めた積極的かつ幅広い協力・連携体制の充実が必要です。DV・児童虐待は早期発見・早期対応が何より重要であり、社会全体でその防止に取り組むための市民意識の醸成を図ることが必要です。





◆ 香川県、高松市の窓口でのDV相談件数

(件)

相談窓口		H28	H29	H30	R1	R2	
高松市	高松市こども女性相談課	女性相談延べ件数	2,768	3,430	3,435	3,107	4,522
		DV相談延べ件数 (上記内数)	1,064	1,174	1,146	1,198	574
		DV被害相談実人数 (上記内数)	178	224	255	220	236
	高松市男女共同参画センター	DV相談延べ件数	39	22	41	19	35
県	香川県こども女性相談センター(高松市分)	DV相談延べ件数	293	298	347	419	402

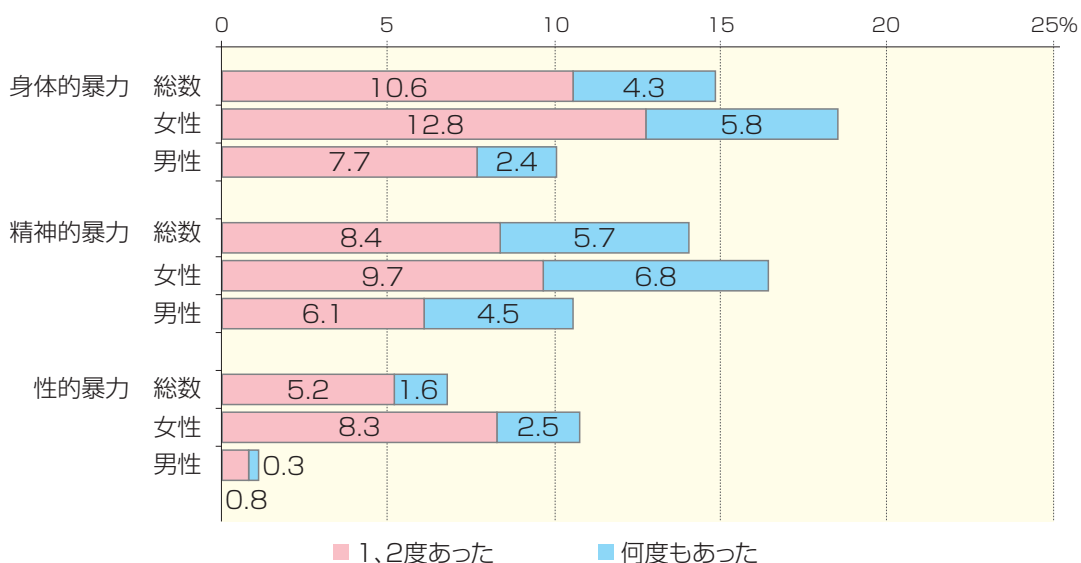
◆ 児童虐待相談対応件数

(件)

	H28	H29	H30	R1	R2
高松市	155	200	301	363	290
香川県	959(410)	1,181(506)	1,375(586)	1,228(477)	1,264(536)
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029

()内は高松市

◆ 男女間の暴力の状況

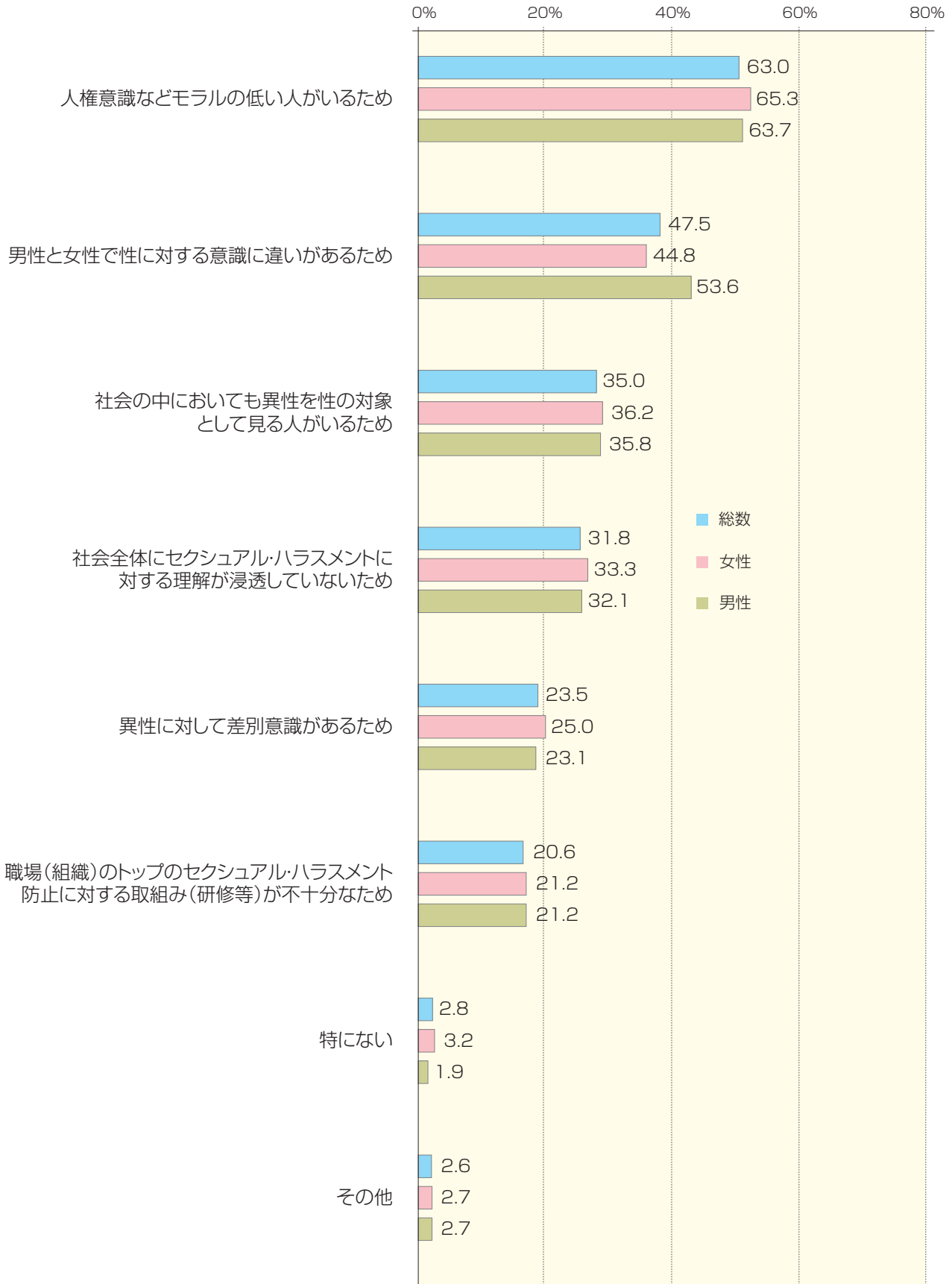


令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査





◆ セクシュアルハラスメントの原因について





施策の方向性

1 いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成

DV やストーカー行為、性犯罪、子どもに対する性的暴力、売買春、セクシュアル・ハラスメントなど、性別に起因するあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。このため、若年層を始めとした幅広い世代に対して正しい知識と理解を深めるための教育や、広報、啓発活動を推進することなどにより、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めます。

施策	主な取組	担当課
女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成	広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲）	男女共同参画・協働推進課
	学校等における教育啓発	学校教育課
	企業等に対する各種ハラスメント防止対策に関する情報提供	男女共同参画・協働推進課
	民間団体等との連携	こども女性相談課

施策の方向性

2 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止

被害者等については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行い、必要な場合には、スムーズに一時保護につなぎます。また、被害の潜在化を防止する観点からも、学校、幼稚園、保育所等との連携を強化するとともに、被害者が安心して相談できるように相談体制の充実を図ります。

施策	主な取組	担当課
相談体制の充実	相談事業（相談員等の資質の向上を含む）の実施	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施（再掲）	男女共同参画・協働推進課
	関係機関等との連携	こども女性相談課
被害者の発見・通報体制の整備	民生委員・児童委員、学校、保育所等との連携強化	健康福祉総務課 こども保育教育課 学校教育課
	虐待相談窓口との連携強化	障がい福祉課 地域包括支援センター こども女性相談課 学校教育課



施策の方向性

3 被害者等の保護及び自立支援

被害者等の安全対策に十分配慮しながら、民間団体等とも連携し、被害者等の自立に向け、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

施策	主な取組	担当課
被害者等の安全確保	安全な避難のための関係機関との連携	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課
	被害者等に関する情報の保護	市民課 こども女性相談課
	DV 被害者の子どもの安全確保	こども女性相談課
被害者等の自立に向けた支援の充実	適切な情報提供による支援	こども保育教育課 学校教育課
	こころのサポート事業の実施	男女共同参画・協働推進課
	生活、住宅、就労等の支援	生活福祉課 市営住宅課
	要保護児童対策事業の実施	こども女性相談課 学校教育課
	DV 被害者の子どもへの支援	こども女性相談課 こども保育教育課
	民間団体等の育成・連携	こども女性相談課



施策の方向性

4 多様化する暴力に対する的確な対応

インターネットの普及を始めとする新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化していることから、関係機関と連携し、的確な対応に努めます。

施策	主な取組	担当課
多様化する暴力に対する対応	関係機関と連携した相談、支援、広報・啓発活動	男女共同参画・協働推進課 こども女性相談課

施策の方向性

5 関係機関等との連携

被害者等は、様々な問題を抱えていることが多いため、被害者の発見、相談、保護、自立支援等のそれぞれの段階で、関係者が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を行う必要があります。このため、高松市児童対策協議会 DV 被害専門部会や DV 対策庁内連絡会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者等の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制の強化を図ります。

また、被害者等支援に併せて、引き続き、国などにおける加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の動向を把握する等情報収集に努めます。

施策	主な取組	担当課
関係機関等との連携強化	高松市児童対策協議会 DV 被害専門部会の開催	こども女性相談課
	DV 対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実	





Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン9

男女共同参画の視点に立った防災体制の確立



現状と課題

近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっています。大規模災害の発生は、全ての人の生活が脅かされますが、性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なります。

災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となります。

過去の災害においては、被災者への物資提供や避難所運営などに関し、女性の視点の欠如から様々な問題が起きました。原因の一つとして、地方防災会議における女性委員の割合が低く、地域防災計画や各種防災対策に女性の意見が十分に反映されなかったことが考えられます。

地域の防災力を向上させるためにも、平常時から、防災体制の確立に女性の役割が重要であることを認識し、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立が必要とされていることから、防災に関する意思決定の場への女性の参画拡大や防災現場での男女共同参画をより一層推進することが必要です。

施策の方向性

1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

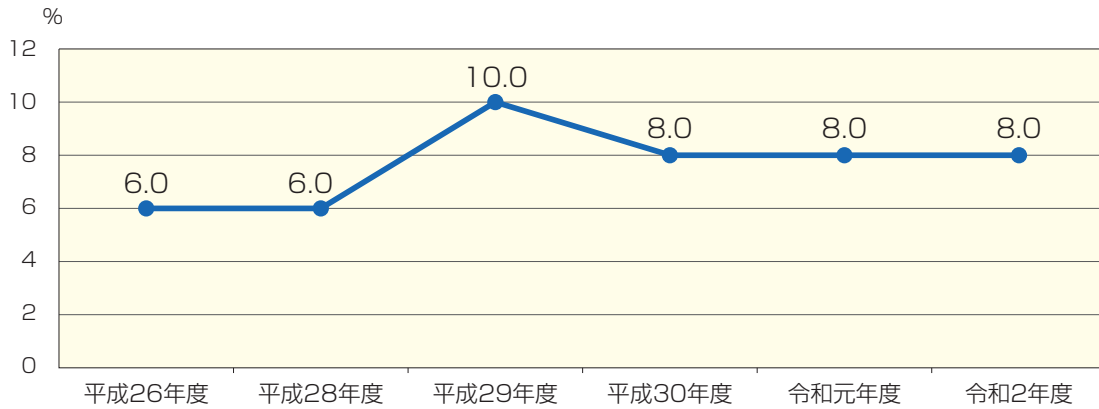
地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上のため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。また、地域の防災の分野におけるまちづくりにおいて、男女がともに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、市民活動の促進を図ります。

施策	主な取組	担当課
防災分野における女性の登用拡大	高松市防災会議における女性委員の登用推進	危機管理課
	地域防災計画等への女性視点の反映	
防災現場での男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	危機管理課
	女性消防団員等による応急手当普及啓発事業の実施	消防局総務課
	女性消防団員によるひとり暮らし高齢者訪問（防火診断）事業の実施	

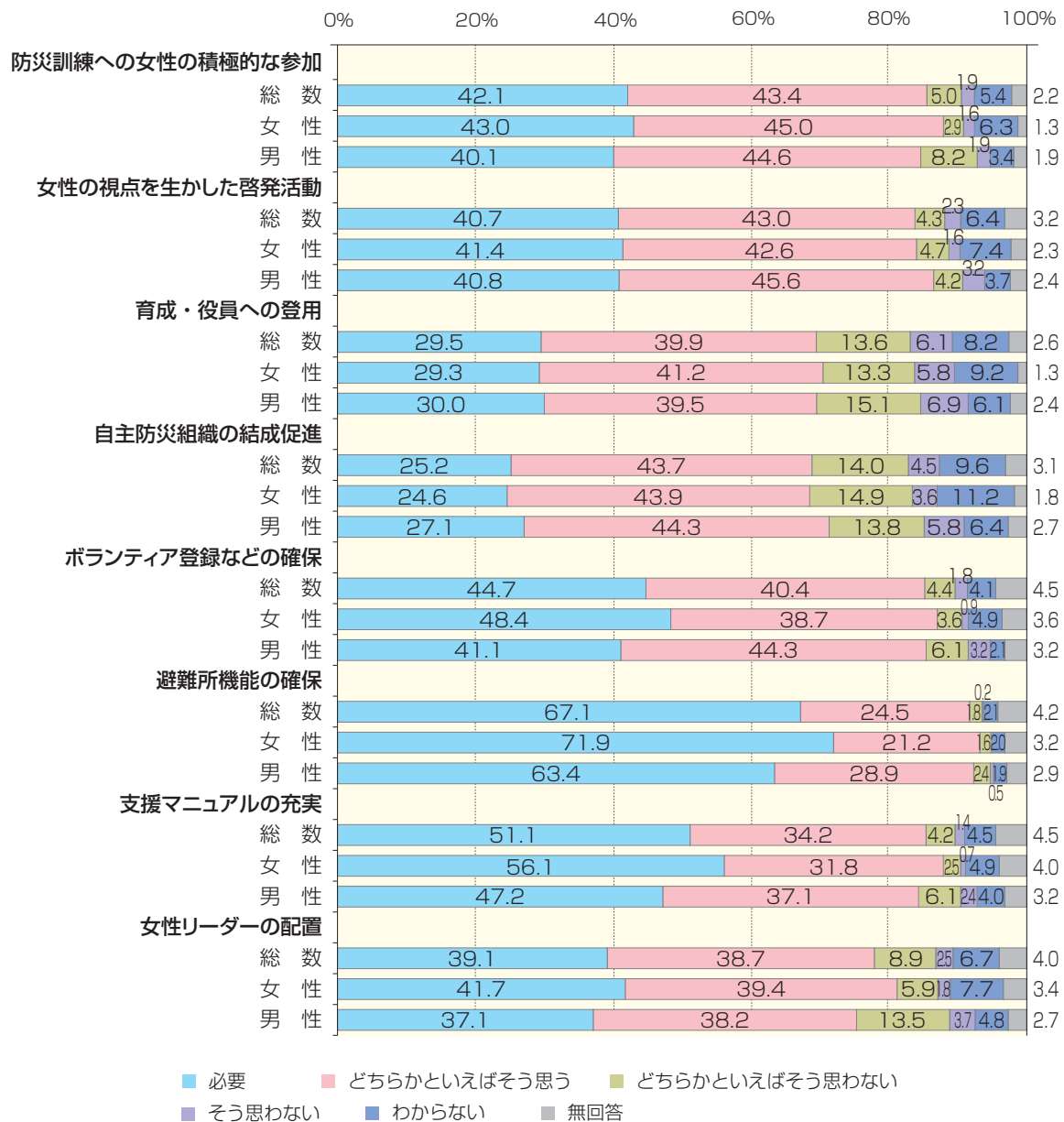




◆ 高松市防災会議における女性委員の割合



◆ 防災（災害復興も含む）活動に関して、男女が協力して活動していくために必要なこと



令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査





Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン 10

貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

人口減少、少子・超高齢化の進展により、社会情勢が大きく変化する中においても、だれもが自分らしく、社会の一員として、生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築が求められています。

高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活を送り続けることができるよう、人権尊重に留意した支援とともに、介護者の負担軽減が図れるようにしていくことが必要です。

また、非正規雇用労働者やひとり親家庭等は、女性の占める割合が多い状況にあり、貧困等の生活上の困難に陥る女性に対しての支援が必要です。特に、ひとり親家庭等は、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちであり、新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻なものとなっている状況がうかがえます。

このため、経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱える女性に対して、生活の安定と自立に向けて、寄り添った切れ目のない適切な支援を行うことが必要です。





施策の方向性

1 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援

非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、就労支援など実情に応じたきめ細やかな自立支援を行います。

また、家庭の経済状況等によって、子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯の子どもへの学習支援などを行います。

施策	主な取組	担当課
生活や就労に関する総合相談の実施	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援等の実施	生活福祉課
ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実（再掲）	こども家庭課
	自立支援プログラムの策定による就労支援（再掲）	
	資格取得等の促進（再掲）	
	女性の孤独・孤立対策事業の実施	男女共同参画・協働推進課
生活困窮世帯の子どもの支援	子どもへの学習支援の実施	生活福祉課
	子どもの貧困対策コーディネート事業の実施	健康福祉総務課地域共生社会推進室
	子ども食堂等支援事業の実施	子育て支援課



施策の方向性

2 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり

高齢者・障がい者等が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とする様々な支援やサービスを提供します。

また、高齢者や障がい者等が、意欲と能力に応じて社会参画が図れるよう、健康で自立した生活を送るための支援を行い、家庭や地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策	主な取組	担当課
バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進	要介護者等の居宅のバリアフリー化等への助成事業の実施	障がい福祉課
生活の自立支援	相談体制、情報提供の充実	障がい福祉課 地域包括支援センター
	介護予防事業の実施	長寿福祉課
	高齢者の権利擁護等の推進など	地域包括支援センター
就業促進、社会参画促進のための支援	高齢者等を対象とした講座の開催	長寿福祉課
	老人クラブの活動支援	
	シルバー人材センターの運営支援	
	就労に向けた訓練や機会の提供など	障がい福祉課
高齢者、障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築	介護保険サービスの充実（再掲）	介護保険課
	高齢者居場所づくり事業の実施	長寿福祉課
	高松あんしん通報サービス事業の実施	障がい福祉課 長寿福祉課
	高齢者・障がい者等の虐待防止	障がい福祉課 地域包括支援センター
	民生委員・児童委員との連携強化	健康福祉総務課
	認知症サポーター養成講座の開催	地域包括支援センター
	複合的な課題を抱えた世帯の支援	健康福祉総務課地域共生社会推進室



◆ 一人暮らし高齢者の推移

(人)

	H28	H29	H30	R1	R2
一人暮らし高齢者数	9,610	9,578	9,358	9,233	9,247

市政概況

◆ ひとり親世帯の数

(世帯)

	H17	H22	H27
ひとり親世帯数	13,962	12,782	15,274
男親と子供から成る世帯	1,924	1,993	2,092
女親と子供から成る世帯	12,038	12,789	13,182

国勢調査

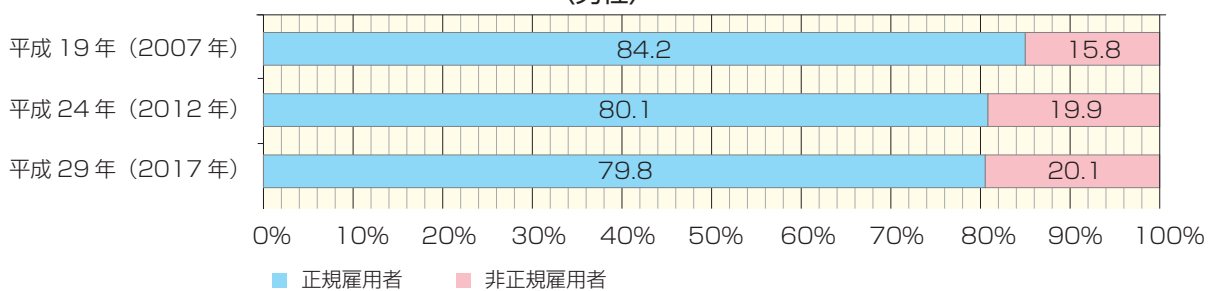
◆ ひとり親世帯の世帯収入

世帯の年収(平均)	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
平成30年度	224.1万円	323.4万円	247.0万円
平成26年度	178.3万円	242.4万円	200.8万円
平成21年度	175.2万円	328.8万円	242.4万円

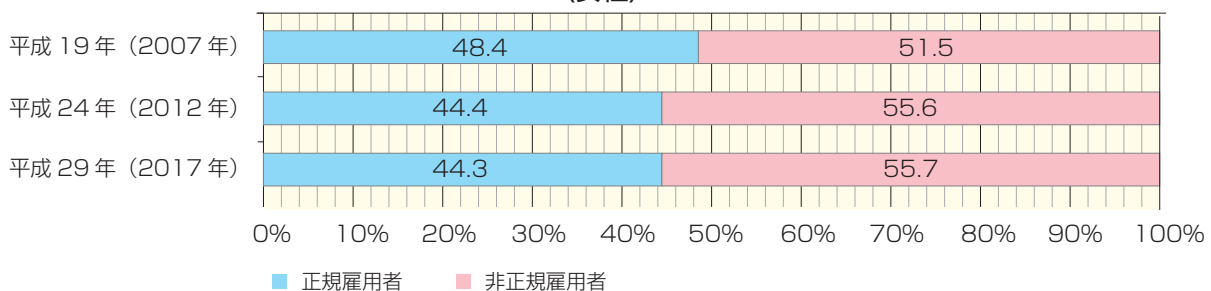
香川県「平成30年度香川県ひとり親世帯等実態調査」

◆ 雇用形態別の割合（高松市）

〈男性〉



〈女性〉



総務省「就業構造基本調査」





Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり

主要プラン 11 生涯を通じた健康づくり



現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。

このため、人生100年時代を見据え、男女が元気でいきいきと社会参画していくためには、日頃からの心身の健康づくりが基本となり、それぞれのライフステージ、ライフスタイルに応じた、健康の保持・増進を支援していくことが重要となります。

また、女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、各ライフステージごとに心身の状態が大きく変化するなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるとともに、働く女性の増加、晩産化や少産化、平均寿命の伸長など、社会状況やライフスタイルの変化も女性の心身の健康に影響を及ぼすことから、それぞれに応じた健康支援が必要になります。特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり、切れ目のない支援が必要です。

さらに、近年、ストレスなどによる心身の不調が問題となっており、それぞれの事情に寄り添った相談支援にも取り組む必要があります。





施策の方向性

1 ライフステージに応じた健康支援

男女が性差とライフステージに応じて、適切に健康管理を行うことができるよう、健康についての正確な知識・情報の提供や、相談、健診（検診）等の実施など、生涯を通じた健康の保持増進を支援します。

施策	主な取組	担当課
若い世代における健康・性に関する理解の促進	エイズなど性感染症に関する啓発活動	保健予防課
	学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導	保健体育課
	学校教育におけるエイズ及び性感染症予防のほか性に関する指導	
健康づくりの推進	メンタル面の健康づくりを目的とした講座等の開催	男女共同参画・協働推進課 健康づくり推進課
	健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施	健康づくり推進課
	食育啓発、自殺予防啓発事業の推進	
	高松スポーツカーニバル等の開催	スポーツ振興課
	地域との連携による健康づくり研修会等の実施	長寿福祉課 健康づくり推進課
	65歳からのプラチナ世代元気応援事業の実施	長寿福祉課
	新型コロナウイルス感染症まん延予防のための啓発活動	保健予防課
心身の健康を支える体制の充実	こころの健康相談事業の実施	健康づくり推進課
	エイズなど性感染症に関する相談事業の実施	保健予防課



施策の方向性

2 妊娠・出産期における健康支援

地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期の母子健康管理の充実を図ります。

施策	主な取組	担当課
健康管理の充実	妊娠期からの子育て世代包括支援事業の実施	健康づくり推進課
	母子健康手帳交付に伴う諸制度の普及啓発	
	はじめてのパパママ教室、相談事業の実施	
	妊婦訪問指導、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査の実施	
	産後ケア事業の実施	
	不妊治療に対する助成、相談事業の実施	
周産期医療や救急医療体制の充実	在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施	保健医療政策課
	夜間急病診療所の運営	
	産科医等の確保支援	



指標及び数値目標

この計画では、21 項目の成果指標を設定して、定期的に調査・把握し、公表します。

基本目標	成果指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
Ⅰ 男女が互いに 理解し合う 社会づくり	人権啓発事業等参加者数	15,136 人*	15,200 人
	LGBT 啓発事業講演会等で、理解が深まった人の割合	93.1%	95%
	姉妹・友好都市等との交流事業参加者数	428 人*	428 人
Ⅱ 男女が共に活躍する 社会づくり	女性委員のいない審議会等の割合	2.0%	0%
	審議会等における女性委員の割合	37.6%	44%
	市職員の女性管理職の割合	24.3%	31%
	農業委員に占める女性の割合	12.5%	16%
	素敵にたかまつ女性活躍企業認定数（累計）	32 件	67 件
	市男性職員の育児休業取得率	21.1%	34%
	保育施設等待機児童数	59 人	0 人
	放課後児童クラブ待機児童数	110 人	0 人
	延長保育事業の実施箇所数	93 か所	95 か所
	一時預かり事業の実施箇所数	46 か所	53 か所
	地域子育て推進事業の実施箇所数	44 か所	48 か所
	ファミリー・サポート・センター事業活動件数	7,387 件	8,700 件
	地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合 (4月1日現在)	18.2%	35%
Ⅲ 男女が共に安心 できる社会づくり	高松市防災会議における女性委員の割合	8.0%	15%
	高松型地域共生社会構築事業におけるアウトリーチ (地域での情報収集・戸別訪問等) 件数	854 人	3,644 人
	がん検診受診率	62.6%	65%
	妊婦健診受診延べ人数	36,829 人	37,000 人
	妊婦歯科健康診査受診人数	1,485 人	1,600 人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の実績値を基準値とすることが困難であるため、令和元年度の実績値を基準値とする。